平成２３年（フ）第２０７７号
さいたま市緑区宮本２丁目19番地６　アイハイツ103号
債務者　野口　秀章
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８０号
さいたま市南区内谷４丁目14番33号　新家ハイツ102
債務者　松浦　民子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８６号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町13番地23
債務者　松本　裕治
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０２号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目10番６号　シマヤコーポ202
債務者　古野冨士夫
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５８号
山口県山陽小野田市中川３丁目12番７号　沖中川ハイツ101号、旧住所山口県山陽小野田市大字小野田523番地１　市営住宅Ａ棟44号
債務者　松井亜由美（旧姓木場）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１１５号
福岡県京都郡苅田町大字谷107番地１
債務者　緒方　正文
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１号
福岡県豊前市大字今市401番地
債務者　平戸　由香
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第６９９号
高知市介良丙560番地１
債務者　鍋島　光子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８１号
北海道茅部郡森町字砂原２丁目243番地の10　新栄ＡＰ206号
債務者　川村　　健
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
函館市昭和３丁目34番10号
債務者　松永　昌佳
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４号
北海道北斗市茂辺地２丁目７番27号
債務者　若狭　利広
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０号
函館市元町31番９号
債務者　神田　克俊
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２７１号
群馬県太田市上小林町330番地１
債務者　鹿山　景子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４３８号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地30―502
債務者　山﨑　兼之
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
奈良県橿原市出合町237番地の５
債務者　森下　高子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４５６号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目４番20―201号　エスリード高田市駅南、前住所東京都中野区上高田１丁目１番６号
債務者　岡田　卓佳
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３号
三重県志摩市大王町名田622番地１
債務者　野村　麻紀
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第４号
三重県度会郡南伊勢町阿曽浦106番地、居所三重県鈴鹿市中富田町518番地　鈴鹿さくら病院内
債務者　橋本　茂利
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係